

第99回国際課税委員会議事録

2017年3月31日青山先生から、「移転価格税制—所得相応性基準の問題点」をお話いただき、皆さんで議論しました。資料は別添です。

以下のような議論が行われました。

- ・ BEPS の所得相応性基準部分の記述は、基本的に米国の現行制度に沿ったものになっている。
- ・ 米国とドイツが導入しているが、その執行状況はどうなっているのだろうか。←未確認だが、ほとんど実施はされていないのではないか。
- ・ 「伝家の宝刀」といった位置づけも可能だろう。
- ・ 課税当局の一方的な制度というような位置づけではない。一定のセーフハーバーが考えられており、納税者が文書によりきちんと説明すればその反証は税務当局が行うことになるので、納税者にとっても利益になると考えられる。
- ・ この制度を導入した国としない国が出てきた場合、租税条約に対応的調整がない場合には二重課税になる可能性がある。とりわけ途上国の動向は要注意だ。
- ・ OECD の議論が遅れており、わが国の税制改正議論が遅れる可能性がある。
- ・ わが国では、本社が知財の管理をすることが多いので、CCA（とそれに伴う諸問題）はほとんど見られない。
- ・ 企業の事務コストの増加が懸念される。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信いたします。